

教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	主査	係	保存区分
							永・10 5・1

## 平成22年大口町教育委員会 1月定例会議

平成22年 1月28日

午前 9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

### 議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議事録署名者の指名

日程第4 議 題

議案第1号 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第2号 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第3号 大口町公の施設の指定管理者の指定について

議案第4号 大口町スポーツ施設の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第5号 大口町温水プールの管理運営に関する規則の廃止について

議案第6号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

認定第1号 平成21年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

日程第5 協議事項

(1) 明日の学校づくりについて

日程第6 連絡事項

(1) 行事予定について

(2) 小中学校卒業式について

日程第7 その他

出席委員

委員 長 丹羽 茂文  
委員 服部 真由美

職務代理者 吉田 哲也  
委員 丹羽 孝子

説明のため出席した者

教 育 長 長屋 孝成  
生涯教育部参事兼  
学校給食センター所長 鈴木 一夫  
参 事 兼  
生涯学習課長 松浦 文雄  
学校教育課主幹  
兼 指導主事 加木屋 直規  
学校教育課主任 田中 順一

生涯教育部長 三輪 恒久  
学校教育課長 近藤 孝文  
町立図書館長兼  
歴史民俗資料館長 櫻井 敬章  
学校教育課長補佐 松井 宏之

## ◎開会

○三輪生涯教育部長 皆さん、おはようございます。

吉田委員さんがお見えにならんということで、もう少し待とうかと思ったやさき、時間よりもちょっと早く来ていただきました。ありがとうございました。

平成22年の1月の定例会をただいまから開催したいと思います。

冒頭にちょっと委員の皆様方におわびを申し上げる案件でありますけれども、既に御存じかと思えますけれど、生涯学習が管理・運営をしておりますところの大口町のスポーツ施設、さらには温水プールの関係を、平成22年の4月1日から指定管理者制度の導入を実施していきたいということから、昨日、臨時議会にその議案を出させていただき、全員一致の可決を見ました。本来ならば定例会に先に諮りまして、その案件を申し上げるのが筋だと思います。しかし内容が非常に複雑でありまして、その改正の中身に手間取りました。よって、皆様方に本来先にお示しをして、御理解をいただいた中で議会の方に議案を提出するのが筋でしたけれども、逆になってしまって大変申しわけないというふうに思っております。

きょうはその中身を生涯学習課長の方から説明させていただきたいと思っております。本日は御苦労さまです。

それでは日程第1、委員長報告を兼ねまして、ごあいさつをお願いしたいと思います。

---

## ◎日程第1 委員長報告

○丹羽委員長 改めまして、皆さんおはようございます。

先週の20日でしたか、大寒というか一番寒くなるよという話で、インフルエンザだとか、風邪だとか、本格的なシーズンに入ったなあと思えますけど、今教育長に聞きますと、やや静まっていますあんまり流行していないということで安心しておるわけですが、先週の事務協のときもちょっと報告がありましたけれども、丹葉管内で教育主事の息子さんの小学校3年生が新型インフルエンザで亡くなられたという御報告を聞きまして、私も新聞を見ていなかったんですが、そのときに初めて聞きましたけれども、でも年が明けまして、大寒も過ぎてまだ鎮静化しているということで、ほっとしています。

ちょっと事務協の報告がありますから、座ってやらさせていただきます。

せんだっての13日に扶桑図書館で丹葉の教育事務協議会がありましたので、それを簡単に報告させていただきます。

協議事項二つ。平成22年度の儀式というか、ことしの入学式の日程と、来年の小・中学校の卒業式の話がまず議案の一つ。それからもう一つの議案は、ちょうど予算の時期でございますので、丹葉地方の教育事務協議会の予算についてありました。例年と同じ261万5,000円という

ことで、同じ額。大口町の分担金としましては28万700円と、何か400円ぐらいプラスだったですけれども、前年度並みということでありました。

それから、その他のことで、平成22年度の地方事務協議会から管内校長会議の予定についてありましたが、これは4月からの話ですけれども、第1回目は大口町ということで、大口町に事務局が来まして、この間も打ち合わせのとおり、吉田委員さんに丹葉事務協議会の会長になっていただいて職務代理を実施いただくという予定で、4月14日から6回の協議会が開催されますということで、予定についての報告がありました。

それからあと連絡依頼事項として、6点言われました。県教2,800億円の県の税込不足が予想されるから、県の教員の人事について減員せざるを得ないということで、幸いにも丹葉はありませんという御報告でした。それから二つ目が、栄養教諭の選考が2月6日にありまして、28名の面接をしますよというお話。それから3番目には、やっぱり税込不足からでしょうが、主幹教諭の増員はゼロですよ。それから4番目に、今、教職員の評価制度の導入を試行中でやってみえますけれども、23年度の導入に1年先送りになったということ、何か苦情に対応するシステムが構築されていないということで、おくれますというお話。それから5番目は、これは後で教育長よりお話があると思いますけれども、学力調査、毎年やっています。これが抽出校は公表しないよとか、各市町で判断してやってくださいというお話がありまして、その件は教育長からお話があると思います。

それから、先ほどあいさつの後に言いました、新型インフルエンザにより小学校の3年生の方が亡くなったということで、ふんどしを締め直さないかんですねということで、鎮静化しているといって安心していると、どんと来ますよというお話がありました。

それから次に、事務所の第一課長さんの方から少しありましたのは、もう人事の時期になりますね、来月ですか。人事の情報の機密保持については、十分よろしく願いますということと、校長、教頭の選定が終わったということで、合格率50%ということでしたというお話がありました。それから新規の採用は、何かやっぱり予算の関係で268名減というようなことを言ってみえました。それからあと不祥事の件について、去年は15件だったけれども、現時点で26件あります。結構わいせつの関係とか、スピード違反というのは目立つよというお話がありました。それからあと人事について、退職予定者の報告がありました。定年退職33、中途退職3人、勸奨退職18人、普通退職10人という御報告がありました。

それから、ちょっとことしの話じゃないですけど、私も雑誌を見ていて退職という人事に関係すると思うんですけど、校長や教頭先生、主幹教諭などの管理職から一般職員に自主的に降格する希望降任制度というのが2008年よりあるんですけど、2008年度の人事院の調査ですから1年おけているんですけど、2008年度に利用した教員は179人で、前年比73人増とい

うことで、調査開始から最高でしたという雑誌の記事がありまして、希望降任した理由としては、「健康上」「職務上」「家庭の事情」という順番だったそうです。教育委員会別では、東京、神奈川、横浜と、やっぱり人口の多いところが学校が多いもんですから、そういう順番になっていると、ちょっとつけ足しておきます。

それからあとはこの中でもあったと思うんですけども、第43回の教育研究論文の入賞者について、西小が優秀賞、佳作が大口中学校ということがありました。

それから、前回の定例会で表彰状がありました、大口町の給食センターの文科大臣賞の件が終わりましたが、1月22日の愛知県学校給食研究大会で、またあったんですね。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター所長 ええ、改めて表彰していただきました。

○丹羽委員長 というようなお話がありました。

あとはちょっと足りないところがありましたら、教育長の方からお願いします。

こんな形で報告させていただきます。以上です。

---

## ◎日程第2 教育長報告

○三輪生涯教育部長 ありがとうございます。

それでは日程第2、教育長の方からごあいさつ。

○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

22年が始まって早いものでして、もう1月も終わりということで、月のたつのは本当に早いなあとということを思いながら毎日過ごしております。

○長屋教育長 ことしの夏に新任教諭と話をする機会がありまして、委員の皆さん方にもちょっと問題だなあとという職員、教諭がおったと思いますけれども、一応、指導力不足教員ではないかということで、資料を蓄積しまして、これは事務所の方に提出をしました。そして今後、その教諭につきましては、場合によっては研修の機会を持ち、再度一生懸命勉強をさせて再生をするという機会が得られるかもしれませんので、まだ今のところはっきりしておりませんが、そういう方向で動いておりまして、こういう制度というのを機能させたいなあと思っているところであります。

それから、昨年12月28日に各小学校のPTAの会長と懇談する機会がありました。そしてその中で、幾つかの要望等について聞いたわけですが、その後の会長さんたちの動きにつきましては今のところ把握しておりませんが、大口中学校の入学説明会につきましては、1月22日、多くの保護者に来ていただいて無事終わりました。その折に、小学校3年生、4年生、5年生の保護者も来ていたかどうかは、ちょっとつかんでおりません。

それからもう一つは、小・中の連携を強くしていかなければならないということで、先般の

校長連絡会におきましても、小学校の方から、中学校の教諭が小学校に来て出前授業をやるような形ができればやってほしいというような要望もありましたので、こういうことを積極的に進めていけば、中学校への移行がスムーズにいくのではないかなあということで、今後検討をしていきたいと思っております。

それから、特別支援ということについてはありますが、西小学校で、身体的にちょっと不自由な子がおりまして、今度中学年になっていくに当たってエレベーターを設置してほしいという、そういう要望があったわけですがけれども、西小学校は構造上、そういうことは不可能であるということで、ちょっと苦慮している事案があったわけですがけれども、先般、そこの保護者の方から北小学校の方にかわれないかというような相談がありまして、現在、検討をして、できる限り保護者の要望にこたえたいというふうに思っております。以上でございます。

○三輪生涯教育部長 ありがとうございます。

それでは、日程第3につきましては、委員長の取り回しの方でよろしく願いをいたします。

(午前 9時44分)

---

### ◎日程第3 議事録署名者の指名

○丹羽委員長 じゃあ、議事録署名者の指名から始めさせていただきます。私と吉田委員でお願いいたします。

---

### ◎日程第4 議 題

議案第1号 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第2号 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第3号 大口町公の施設の指定管理者の指定について

○丹羽委員長 じゃあ、日程第4の議題に移ります。

議案第1号から3号までは関連があるということを知っておりますので、1、2、3号の御説明を事務局、お願いいたします。

○松浦参事兼生涯学習課長 今回の議案第1号から第3号までは指定管理に対する、第1号がスポーツ施設の条例の改正について、第2号が温水プールの条例改正、第3号として、大口町の公の施設の指定管理の指定についてでございます。

指定管理は地方自治法の改正によって、既に健康文化センター、憩いの四季に引き続いてスポーツ施設、生涯学習課が管理している施設についての条例改正の第1号より説明させていただきます。

まず最初に、議案第1号 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてということで、大口町のスポーツ施設の条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成22年1月28日提出、大口町教育委員会教育長。

その提案理由として、この案を提出するのは大口町スポーツ施設の管理及び運営を平成22年の4月1日から教育委員会と指定管理者が行うことに伴って、条例の一部を改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきますと、これが議会に出した議案文になっております。

もう1枚はねていただきます。本文に入ります。

大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということで、本文の中に、特に3行目でございますけど、大口町のスポーツ施設の設置の題名を、指定管理になることによって「大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例」に改めます。

それと、本則中に「グラウンド」という表記がございましたけど、この字句の使い方が非常にまずいという意見があり、「グラウンド」に改めさせていただきます。

あと、第1条から第10条までの規定中の「教育委員会」が所管するグラウンドと「教育委員会又は指定管理者」と二通りございますので、「教育委員会又は指定管理者」にかえ、同じく教育委員会が管理するものは「使用料」、指定管理者が管理するべき料金は「利用料金」というふうに改めさせていただきます。

1条中の「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「設置及び管理」を「設置、管理及び運営」に改めるものです。

第4条を次に改めるについては、新旧対照表をごらんください。6ページになります。

4条のところは、施設の管理及び運営に関する内容が表記してあります。その内容は、教育委員会が管理するものについて1号、2号として、大口町野球グラウンドと大口町テニスコートについては除外するというので、生涯学習課が管理するべきものが表記されております。

その内容については、3ページの別表2に、野球グラウンドとテニスコートは生涯学習課が管理すべきものとして表記してあります。別表第3の方に指定管理者が管理する施設の表記がしてございます。

その第4条以降に3条追加をいたしております。3条追加については、第5条が指定管理者の指定の手續等に記載されております。第6条は指定管理者の管理の基準についてが記載されております。第7条は指定管理者の業務の範囲ということで、別表に掲げるスポーツ施設利用の許可取り消しの業務、2号として、施設の利用料金の徴収等に関する業務、3号として、施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務、4号として、その他教育委員会が必要とする業務。それ以降、条の送りがございます。新旧対照表の一番角のところの利

用許可のところの旧条例第5条は第8条にかかります。

7ページに移っていただきまして、同じく旧条例第6条は第9条にかかります。第7条は第10条に、第8条は第11条に、第9条は第12条、第10条は第13条となります。旧条例第11条は第14条、旧条例第12条は第15条とし、本文の中の第5条第1項を第8条第1項とかえ、第8条は第11条に改正し、2項の「詐欺」は表現の誤りにより「偽り」と変更いたします。旧条例第13条、委任については、同じく16条に改正をさせていただきます。

別表第1のところには先ほどのグラウンドの名称の変更をした表記がしてございます。

それと9ページの方には、今の条送りの関係で、別表第3、第10条は別表第4とし、第13条に変更させていただきます。

以上が議案第1号であります。よろしくお願いいたします。

続いて議案第2号 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成22年1月28日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由として、この案を提出するのは大口町温水プール施設の管理及び運営を平成22年4月1日から指定管理者が行うことに伴い、この条例の一部を改正する必要があるからである。

1枚はねていただきますと、議会に出した条例の提案理由、もう1枚はねていただきますと、本文に入らせていただきます。

大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。また温水プールも同じく上から4行目ですけど、題名を次のように改正いたします。「大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例」に改めます。

第1条から第9条までの規定中「教育委員会」を温水プールに限っては、全部「指定管理者」に改めます。

第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「設置及び管理」を「設置、管理及び運営」といたします。

第4条を次のように改めるということで、施設の管理及び運営についてはすべて指定管理者に行わせるというものであります。

新旧対照表をごらんください。

3ページの方で、第4条の次に3条を加える。5条、6条、7条は、施設の改正と同じ内容となっております。プールについてはすべて指定管理者に行わせるということで、改正をさせていただきます。それに伴って条の送りがございます。利用の許可について、旧条例第5条は第8条に改正いたしました。

1枚はねていただきまして、4ページですけど、利用の不許可、旧条例第6条は第9条に改

正し、旧条例第7条を第10条に改正し、許可の取り消し及び利用の中止命令、旧条例第8条は第11条に改正し、使用料については、旧条例第9条は第12条に改正をいたします。損害賠償の旧条例第10条は第13条に改正し、旧条例第11条、過料については削除させていただきます。

5ページの第12条、委任についてであります。この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で今まで様式等いろいろ決めておりましたけど、自由に指定管理者が運営・管理できるというような御意見が選定審議会の方ではありましたので、規則の部分は全部削除をさせていただきました。その後、別表、第12条で、この中は「個人使用料」が先ほどの表記の関係で指定管理者になることから、「個人利用料」に改正をさせていただいております。

以上が議案第2号であります。

続きまして、議案第3号 大口町公の施設の指定管理者の指定について。

大口町公の施設の指定管理者を別紙のとおり定めるものとする。平成22年1月28日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由としましては、この指定管理者の指定については、この案を提出するのは大口町スポーツ施設及び大口町の温水プールの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の第244条の2第6項の規定に基づいて議会の議決を経る必要がある理由で改正をするものであります。

1枚はねていきますと、議会に提出させていただいた議案文がついております。

もう1枚はねていただきますと、別紙の方、朗読説明させていただきます。

1として、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称として、大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例（平成6年大口町条例第22号）第2条に規定する大口町総合運動場、わかしゃち国体記念運動公園、河北グラウンド、秋田グラウンド。続いて大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例として（平成7年大口町条例第11号）第2条に規定する温水プール。

2として、指定管理者となる団体等の名称については、任意指定の関係で、今回、特定非営利活動法人のウィル大口スポーツクラブさんが提案してございます。

3の指定期間でありますけど、平成22年4月1日から平成27年の3月31日までの5年間指定をさせていただきますよう、提案をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○丹羽委員長 今、議案の1、2、3号ということで説明をしていただきましたが、何か御意見・御質問はありますか。

○吉田職務代理者 これの指定管理者に管理をさせるという目的ですけれども、町の方の負担というか、人件費を減らしてというのが目的なのか、それともNPOであるウィル大口の利益になるように仕事を割り振るとというのが目的なのか、どういうふう。

○松浦参事兼生涯学習課長 指定管理者制度ができた目的というのは、住民に対するサービスの

向上と、経費の節減が大きな柱となっております。その中で、先に選定審議会を3回ほど開催させていただいて、提案をしていただいた内容によって審議会委員に審査を受けさせていただいて、私たちが思っている内容を低下することなくサービスの向上に努めるということで、利用時間の延長や料金に対してはそのままという形でございますけど、休みを生涯学習ですと月・火休みですけど、火曜日休みにしてみたり、利用の申込時間においても、現在8時半から5時半で窓口は閉めておりますけど、逆に夜遅く7時半まで窓口を広げて、通勤でお帰りになる方も申請できるような形ということで、私も5時以降おるときに、やっぱり申し込みの方がちょこちょこおられますので、サービスの向上が目的の大きなところでございます。

○吉田職務代理者 それが一番ですよ。

○松浦参事兼生涯学習課長 はい。

○丹羽委員長 あとございますか。

ちょうど私から一つ。

これを読んでいますと、この議案第1号というのは、大口町のスポーツ施設の設置、管理、運営は大口町教育委員会または指定管理者がやるんだけど、グラウンドとテニスコートに関しては、管理は委託するが運営は教育委員会というとらえ方でいいんですか。ここの何か第4条を見ると……。

○松浦参事兼生涯学習課長 野球グラウンドとテニスコートについては、そもそものつくられた新生大口中学校の目的もあって、今すぐにとということもありますので、自由に中学校の生徒さんが使える方を優先にとったということから、指定管理から外れているだけで、委託で渡します。

○丹羽委員長 そういう中学校のことを考えて、この二つを外してととらえればいいんですね。

それで温水プールに関しては、丸投げといたらいかんですけど、完全に設置、運営、管理から全部を任せるよということですね。

○松浦参事兼生涯学習課長 プールに関しては、既に平成14年から委託の方でさせていただいて、その実績、成果、取り組みも、非常に適正に運営されているということから、今回、その理由で任意指定でウィル大口さんに任せるということで、当初からお願いしているものですので。

○丹羽委員長 指定管理者にウィル大口になったということは、生涯学習課にこういうふうにやりますよという許可をとるといようなことはなしで、主体的に思ったとおりやってくれていよということですか。

○松浦参事兼生涯学習課長 そもそもが、ウィル大口さんは総合型の地域発展型のクラブを国が推奨してつくりなさいよという指示を受けてつくられたもので、温水プールのみならず、スポーツ関係もやがてはウィルさんの方で、すべてというわけではないですけど行っていただける

ような、広い意味で自由にやっていただける方向でお願いしているものであります。

○丹羽委員長 あんまり口出しはしないから、ちゃんと主体的にやってくださいというふうに簡単にとらえてもいいですね。干渉はしないから。

○松浦参事兼生涯学習課長 審議会の中でもいろんな意見もあって、当初は規則のいろんな方向で縛りを入れる予定もありましたけど、それでは指定管理者の法律の一部改正している地方自治法の趣旨に反するというので、健康文化センターの方も規則はなしで、やっぱり自由にやっていただく。自由という言葉はちょっと表現がいかんですけど、さらにスポーツの振興に縛りなくやっていただける方向で、規則は廃止の方向がいいという意見をいただいていますので。ですから利用申請書等も、すべて今回削除させていただいております。

○丹羽委員長 この写しと書いてあるのは、冒頭に部長の御説明があったように、これは議会へ提出した議案の写しを今見せていただいているんですね。それでも議案では満一致で決まっているから、教育課で事後承認みたいな形なんだけれどもという話ですね。

あと御質問とか御意見ありますか。

○丹羽委員 ほほえみの方の健康プラザは一般企業の方が入ってみえますよね、指定管理者の。それで、こちらの方は今回そういう話はなかったんですね、ウィル大口一本でという形で。

○松浦参事兼生涯学習課長 当初から、大きなところはプールが関係するというので、町も後押しして進めた大口のウィルススポーツクラブでありますので、せっかく四、五年適正に管理していただいたウィルさんを使わずに、新たな業者にする場合、説明するような引き継ぎの関係で、さらにリスクがふえるということで、当初からウィルさんで任意指定でお願いしています。

○丹羽委員 はい、わかりました。

○丹羽委員長 あとはよろしいですか。

○服部委員 ウィルさんでもプールの管理をされてきたということですけど、過去において無理であったとか、そういうことはないでしょうか。これを拝見すると、かなりウィル大口さんの方にいろんなことがかかってくると思うんですけど、無理が生じるとかいったような不安は、全然感じられたことはなかったですか。

○松浦参事兼生涯学習課長 生涯学習もウィルができてから、いろんな行事の協力もウィルさんに頼んでおりますけど、私が知っている中で、教育がどうこうとかいう意見はなかったですけど。

○服部委員 今、ウィルさんの方の職員さんは何名ほど……。

○松浦参事兼生涯学習課長 現在は、正職員が5名と契約社員が4人と、あと臨時、パートさんで約20名ほどですか。

○服部委員 臨時とかパートさんがそれだけいらっしゃるのですか。

○松浦参事兼生涯学習課長 臨時パートさんや監視員に関しては、時間が、その日来て8時間勤務じゃなくて、その20名の人が毎日20名でおるわけじゃないんですわ。交代で、あなた月・火・水とか、そういう感じで20名がおって、正職入れて29名が毎日おるわけじゃないですので、交代制でやっているうちの人数ですので、聞くところによると、パートさんとか監視員については1日6時間で多分やっていると聞いていました。それでプールは月曜日までやっていますので、我々は週5日で終わっていますけど、6日間で1週間の勤務をしているような状況でされているようです。

○服部委員 上手にローテーションを組んで。

○松浦参事兼生涯学習課長 そうですね。

○服部委員 ウィルさんでも拝見した限りでは、ちょっと人数が少ないような感じを受けたときがあったので、それでもってこれをされるということは、とても……。

○松浦参事兼生涯学習課長 今回この話をさせていただいて、ウィルさんの方もこれに伴って、それなりの人数の採用をしたいと。正職になるか、どちらになるかわからないけど、したいという考えは聞いています。

○服部委員 そういうこともやはりウィルさんが考えられて、ウィルさんにお任せをして、その運営をやっていかれるということですね。

○松浦参事兼生涯学習課長 そうですね。

○服部委員 ありがとうございます。

○丹羽委員長 よろしいですか。

もうほかにございませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 じゃあ、この議案の第1号から第3号まで承認ということで結構ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 じゃあ、1号、2号、3号、承認ということでお願いいたします。

---

議案第4号 大口町スポーツ施設の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第5号 大口町温水プールの管理運営に関する規則の廃止について

○丹羽委員長 次の議案4、5も関連ということで、あわせて説明をお願いいたします。

○松浦参事兼生涯学習課長 一番重要な案件は、議案第4号が教育委員会の承認をいただくというところに入っていきます。

大口町スポーツ施設の管理運営に関する規則の一部改正について。

大口町スポーツ施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるも

のとする。平成22年1月28日提出、大口町教育委員会教育長。

この提案理由は、大口町スポーツ施設の管理及び運営を平成22年4月1日から教育委員会または指定管理者が行うことに伴って、この規則の一部を改正するための必要があるからである。

1枚はねていただきまして、1ページに大口町スポーツ施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。同じく題名を次のように改めるということで、こちらの方は「大口町スポーツ施設の管理及び運営に関する規則」に改正をいたします。

続いて第1条を次のように改める。趣旨として、第1条がこの規則の大口町スポーツ施設の設置及び運営に関する条例（平成6年大口町条例第22号。以下「条例」という）第16条の規定に基づき、条例第4条各号に規定する大口町スポーツ施設——スポーツ施設というのは、先ほどの施設のことでございます——の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条の第1項中で、「（夜間照明施設を利用する場合の多目的運動場、テニスコートを除く。）」を削る。逆に規則の中で、生涯学習課、教育委員会が指定する場所を削ったというものを載せてあります。

第2条2項を削り、第3項を2項とし、第4項を第3項とする。

続いて第4条は第1項ただし書きを削る。

附則として、この規則は平成22年4月1日から施行するものであります。2として、改正後の大口町スポーツ施設の管理運営に関する規則の規定は、平成22年4月1日以降に利用の許可を受けたものについて適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。以上でございます。よろしくお願いいたします。

続いて議案第5号 大口町温水プールの管理運営に関する規則の廃止についてであります。

先ほども説明させていただきましたとおり、事務を指定管理者がさらにスポーツ振興につなげていただくということで、大口町温水プールの管理運営に関する規則を廃止する規則を別紙のように定めるものとする。平成22年1月28日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由として、この案を提出するのは大口町温水プールの管理及び運営を平成22年4月1日から指定管理者が行うことに伴って、この規則を廃止するため必要があるからである。

はねていただきまして、規則の内容ですけど、大口町温水プールの管理運営に関する規則を廃止する規則。

大口町温水プールの管理運営に関する規則は廃止する。

附則。この附則は、平成22年4月1日から施行し、2項として、平成22年4月1日前に利用または専用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

以上が議案第5号でございます。よろしくお願いいたします。

○丹羽委員長 じゃあ、議案第4号、5号はこれは規則の改正と規則の廃止についてですから、

当教育委員会の定例会でちょっと協議するというものですから、何かございますか。

○吉田職務代理者 今までの話だと、多目的運動場の夜間照明、テニスコートの分は教育委員会が担当しておったということですか。

○松浦参事兼生涯学習課長 その総合運動場ですね。

○吉田職務代理者 それを今度ウィルにということですね。

○松浦参事兼生涯学習課長 そうです。

○吉田職務代理者 それと第2条の2項、3項というのは、何か天変地異という大げさですけども、それも自動的に、どんな状況でも教育委員会の判断で、閉鎖というか休場にするというようなことですか。

○松浦参事兼生涯学習課長 2条のところも管理部門の関係で、除かせていただいたということです。教育委員会が管理すべきものでないところは除かせていただきましたので、この規則の中から外してございます。

○吉田職務代理者 この第2条の2項、3項という、休場するという場合はどこの話ですか。

○松浦参事兼生涯学習課長 旧条例の休場日は、前のところで生涯学習課が全部管理していましたが、その部分は指定管理に渡すということから、この規則の中から除いてございます。規則の中から指定管理でしていただく施設を除きました。

○松井学校教育課長補佐 野球グラウンドと町のテニスコートは教育委員会の判断で休場をすることができる。

○吉田職務代理者 それでふだんの管理とか運営は。

○松浦参事兼生涯学習課長 今ある夜間照明の運動場やテニスコートについては、指定管理に渡しますので、この規則の中から……。

○吉田職務代理者 中学校にできたのが多目的運動場ですか。

○松浦参事兼生涯学習課長 多目的は総合運動場の西側ですね。西側にある芝生になっているちょっと広いところですね。

○吉田職務代理者 そうすると、教育委員会はどこを今。

○松浦参事兼生涯学習課長 今後は、残って管理する部門は、中学校の施設のところにある野球グラウンドとテニスコートが教育委員会が管理していく、4月以降ですね。あとの残りのその大きい総合運動場、テニスコート、多目的、また秋田グラウンド、河北グラウンドについては、全部指定管理者で管理をしていただきます。

○吉田職務代理者 ここで第2条2項、3項という休場というのは、中学校のところにある野球グラウンドのことですか。

○松浦参事兼生涯学習課長 いや、これは指定管理に渡す部分ですので、この部分は休みの関係

も変えられますので、町が管理をしないということから、この部分を削除します。

○松井学校教育課長補佐 施設が野球グラウンド、テニスコートになるので、その部分はこの規則にもたれて運用をされていかれるのかということ聞いてみえるのでは。

○丹羽委員長 いや、違うと思います。ここの2項と3項の意味でしょう。要は大口中学校の今のグラウンドとテニスコートは教育委員会が中学校の便宜も図って管理するけれども、あとは全部指定管理者に委託するんだけど、全部渡したと云って、天変地異だとか緊急の場合があれば、教育委員会が使っちゃだめだという、大なたを振るうことができるよということやないですか。

○吉田職務代理者 そういう意味で書いてあるのかどうかという意味です。

○丹羽委員長 じゃないですか。

○吉田職務代理者 それが聞きたいです。

○丹羽委員長 聞きたいことでしょう。

○吉田職務代理者 まあ、その意味もあるし、それからその休場が具体的にどこのことかということですよ。

○松浦参事兼生涯学習課長 休場日はそのまま残してありますので。

○吉田職務代理者 いや、休場日じゃなくて。

○丹羽委員長 使用停止だね。

○吉田職務代理者 教育委員会第2条の2項、3項に主語が「教育委員会は」でしょう。それで変更し、休場することができるというふうに最後は終わってありますよね、2項の。これはどこの……。

○松浦参事兼生涯学習課長 どこの施設ということですか。

○吉田職務代理者 どこの施設ですか。

○松浦参事兼生涯学習課長 ここの規則に載っている施設というのは、教育委員会が管理している施設ですので……。

○吉田職務代理者 じゃあ、ウィルに管理を任せるところは、教育委員会は特別な理由があるから休場することはできないと。これは休場日のことなんですか。第2条の2項というのは。

○松浦参事兼生涯学習課長 2項はそのとおりお休みの日ということですね。

○吉田職務代理者 第2条に、施設の休場日は12月28日から翌年1月4日、まあこれはいいですよ。正月休みですよ。それで、その下に附則で2項、3項とありますよね。この2項は教育委員会として休場することができるを書いてあるので、これ以外の日でも何か特別な理由があったら休場させるということですよ。

○松浦参事兼生涯学習課長 そういうことですね。

○三輪生涯教育部長 野球グラウンドとテニスコートが教育委員会が管理しておりますところ。

それで、この条例に載っているのは、年末年始はもう休みますと。しかし、天変地異だとか、どうしてもそういったもので収容しなくちゃならんような場合が出てくる場合、大地震が起きて住民の避難をさせるような場合とか、そういう場合は教育委員会が使用を禁止し、その目的を達成させるということで、「前項」というのは夜間照明のある施設、今ここにあるのはこれは除いておるわけですね。これはなぜかという、指定管理者が管理するわけです、総合グラウンドをね。だから、総合グラウンドの管理者にうちが口を挟むわけにはいきませんので、もう渡します。残っている施設の野球グラウンドとテニスコートは、要は委託をして、あなたのところは受け付けをお願いするんだけど、グラウンドがとてもじゃないけど大雨でぐじゅぐじゅで、それを例えば中止しますと、やめさせますというのは、教育委員会が管理しておる上で規則で残しておると。だから教育委員会が持つておるのは、教育委員会の判断で中止にすることができますよという条文です。それで、今までは夜間照明もすべての施設は教育委員会が管理して委託をしていましたので、委託業者というのは何も管理上権利がないわけですよ。ただ仕事をこなすだけの話ですので、今度は指定管理者の施設管理、運営をする分野と教育委員会の分野を分けた中で、教育委員会が都合により臨時的に中止を差しとめる場合は違いますよ、やりますよ。理由が特別な理由がある場合は中止しますよということですね。

○吉田職務代理者 それでは総合グラウンドについて。

○三輪生涯教育部長 総合グラウンドはできません。

○吉田職務代理者 総合グラウンドはウィルだからやれないと。

○三輪生涯教育部長 やれないですね。

○丹羽委員長 そういうことね。わかりました。反対に考えれば、そういうことなんです。今の野球とテニスコートの大口中学校のところ以外は口を出してはいけないということですね。

○三輪生涯教育部長 もう条例でそちらの方の管理運営は教育委員会が外してあります、条例の方で。

○吉田職務代理者 じゃあたり前のことが書いてある。

○三輪生涯教育部長 あたり前のことを文章に書くと小難しい文章だから、役所はほんで住民に嫌われるんだわね、嫌だっかって役所は。

○吉田職務代理者 はい、わかりました。

○丹羽委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 じゃあ、異議もないようですので、今御説明のありました議案4号、5号の規則の改正、廃止については承認いたします。

---

## 議案第6号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○丹羽委員長 では続きまして、議案第6号の大口町の教育委員会の名義使用許可について説明をお願いいたします。

○近藤学校教育課長 議案第6号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。  
平成22年1月28日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第3条により、審査を求めるものであります。

1枚お開きください。

今回の申請書を添付させていただきました。平成22年1月12日、愛知江南短期大学地域協働研究所。

下記のとおりオープンカレッジを開催いたしますので、大口町教育委員会の後援名義の使用を許可くださるよう申請します。1. 名称、愛知江南短期大学地域協働研究所オープンカレッジ。目的、本学の授業の一部を市民に公開する公開授業と、本学スタッフ、専門教育スタッフによる社会人向けの公開講座を開催し、地域の方々の生涯教育に寄与する。内容、別紙のとおり。開催日時、平成22年4月から同年9月まで。開催場所、本学教室または愛栄ふれあいプラザ等。参加人数が1科目当たり5名から40名を予定してみえます。受講料につきましても、同じく1科目当たり5,250円から28,350円を予定してみえます。主催者の経歴といたしまして、平成5年度後期よりオープンカレッジを実施してみえます。後援者名、過去の後援者名につきましては記載のとおりでございます。

裏面を御参照ください。

平成22年前期オープンカレッジ開講科目。1番の国際文化から67番の子育ての心理学まで、それぞれ受講料、人数、受講料見込みが記載してございます。合計といたしまして1,884万9,180円でございます。見積額といたしまして1,319万4,426円でございます。

次のページに、今回の収支予算書を添付させていただきました。

収入の部が受講料といたしまして1,319万4,426円、支出の部は1,328万8,560円でございます。差額の9万4,134円につきましては、愛知江南短期大学の負担によるものでございます。

なお、今回、使用許可通知書の案を添付するのを忘れております。前回もたしか申請があったと思います。よろしくをお願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 毎年のやられるやつですね、これ。

何か御質問ありますか。御意見よろしいですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 じゃあ、異議ございませんので、承認いたします。

---

#### 認定第1号 平成21年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

○丹羽委員長 じゃあ次に、認定第1号の要保護及び準要保護の認定についてお願いします。

○近藤学校教育課長 認定第1号 平成21年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について。

別紙の者を平成21年度要保護及び準要保護児童生徒に認定したいので、大口町教育委員会の認定を求める。平成22年1月28日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、大口町就学援助費事務取扱要綱第2条により認定を求めるものであります。

1枚お開きください。

今回の申請は2名でございます。1名は西小学校の6年生の1名は南小学校の1年生ですけど、それぞれ申請理由が生活困窮ということで上げさせていただきました。今回御判断をお願いいたします。

まず、1番目につきまして、内容等御説明させていただきます。

生活につきましては、御両親とともに生活してみえます。昨年の平成21年10月まで、お父さんは退職後、引き続き同一職場において勤務されておりまして、先ほど言いましたように10月に退職してみえます。その後、年金による生活をして見えます。児童の母親につきましてはパートに勤めてみえるということでございます。生活が困窮という理由に対して、本人さんへそれなりの資料を提出するよう求めておりましたけど、2ヵ月ほどたった現在、いまだに資料等は上がってきておりません。よろしく願いいたします。

2件目ですけど、この方の生活困窮について御説明させていただきます。

学校の方から学年費、給食費の滞納があるということで、学校より御連絡をいただきました。その後、母親に教育委員会に来ていただき、事情聴取をしましたところ、内容につきましては、平成21年9月末に父親が解雇されており、その後、職を探し、アルバイト収入にあるというような状況になっておりました。母親につきましては、パート勤めであり、妊娠され、いずれ近々退職されるであろうということでもあります。なお、生活費につきましては、母親の兄弟からお金を借りてみえるというような事実があります。その件につきましては、通帳を見せていただいたところ、兄弟からはお金の入金的事实があります。その後昨年の年末12月にお父さんの就職が決まり、現在に至っておるわけですけど、確約として、お父さんの給料の入金があり次第、返金をしていただくというような説明がありました。

今回、特例として、生活困窮を理由に認定をお願いするわけなんですけど、未納であった期

間、9月から12月の4ヵ月において、この方を準要保護として認定し、給食費への援助をお願いしたいものでありますので、よろしく願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 何かお聞きになりたいことはありますか。

○吉田職務代理者 2番の人の話は納得できますけど、1番の人の話はちょっとよく納得できないようなところがありますよね。

○近藤学校教育課長 そうですね。実態は私がよく知っておりましたので、担当者に説明したわけなんです。この方はお父さん、お母さんと生活してみえて……。

○吉田職務代理者 すみません。お父さん、お母さんというのは保護者からするお父さんとお母さんですね。

○近藤学校教育課長 御両親と生活してみえて、世帯が分離されていない限り、そのお父さんの年金によって生活はしてみえるという事実はあるわけです。ですから、ここで申請理由として上げられた生活困窮というのが、このケースに当てはまるかどうかということは、担当者としては苦慮はしておったと。先ほども言いましたように、生活困窮の説明できる資料を持ってきてくださいという猶予の期間を与えてお願いしたところ、いまだに持ってきてみえませんので、うちは言葉としての説明は今させていただいたんですけど、それ以上の説明が当然不可能なので、とりあえず今回申請があったということで上げさせていただいて、教育委員会の皆さんの御判断をいただきたいということでお願いします。

○吉田職務代理者 判断の材料がないですよ。

○近藤学校教育課長 判断の材料は、お金があるということ。お金はあると思います。

○吉田職務代理者 このうちには。

○近藤学校教育課長 はい、年金は。

○服部委員 申請は、要するに児童の母親ですか。

○近藤学校教育課長 お父さんとお母さんと私は生活は別世帯でということで上げられたと思うんですけど、実態はその住民票を開くと同一世帯になっておりますので、これでいいのかなあということから、担当者は苦慮しておったわけなんですけど。

○吉田職務代理者 じゃあ、その資料がない限りはだめということじゃないですか。

○丹羽委員 1番の方は母子家庭さんですか。

○近藤学校教育課長 はい、母子家庭ですね。母子家庭で10年ぐらい前に離婚をされまして、実家に帰ってみえたという状況だと思います。

○丹羽委員 そちらの方の手続はしてみえるんですか。母子家庭の保護は受けられてみえるんですか。

○近藤学校教育課長 いや、受けてみえないと思います。

○丹羽委員 みえないんですか。

○丹羽委員長 難しいですね。これ、母親の御両親には年金がありますけど、年金生活者のお父さん、お母さんは扶養義務はないですよ。そうすると、生計はともにしているんだけど、御両親の年金で扶養する義務はないですから、だけれども住むところはないし、合理的な考え方をすれば、生計をともにした方が電気一つで済むだろうということで、住んでみえるんですけども、じゃあ、お子さんをお持ちの母子家庭を見れば、その収入源から考えると生活困窮なんですね。

○近藤学校教育課長 そうですね。

○吉田職務代理者 要は、そんな公式なものではできないだろうから、これこれこういう生活事情だということを提出してもらえばいいんじゃないですか。

○近藤学校教育課長 それでその提出をお願いしておったんですけど、それが出していただけないもんですから。

○吉田職務代理者 だから、それが出てからの話だと思いますけどね。

○近藤学校教育課長 これも多分、ずうっとこのまま行ってしまって、また新年度に年度を切りますよね。平成22年度の要保護、準要保護の申請をされるかどうか、御本人さんに。うちの方としても要綱の見直しをしなければならないと思うんですよね。こういう場合、同一世帯とするのかどうかというのは。

○丹羽委員長 難しいですね。じゃあ、垣田の県住に入れば認定されるんかという話になっちゃって、無駄だという話になりますもんね。

○近藤学校教育課長 そうですね。

○吉田職務代理者 だから、その資料を出すだけの話でしょう。それをしないというのは……。

○近藤学校教育課長 ですから、きょう諮っていただいて、事務局の説明だけでは足らなかったから、なおその資料を出してくださいという話をお伝えして、このまま年度が切れてしまうという形でこれを処理したいなあと思います。

○吉田職務代理者 認定ができず……。

○近藤学校教育課長 本人さんの申請があったものの、それを説明するだけの資料をお出しいただけなかったということで、私の方は事務処理をしたいなあと思っていますけれども。

○丹羽委員長 反対に、こんな文章というか、こんな資料を出してもらえれば認定ができますよという指導もしてあげてくださいね。

○近藤学校教育課長 もちろんして、あまり深く言うと、そのとおりになってしまいますので。

○丹羽委員長 そういうことでいいですか。

○吉田職務代理者 要は、資料が書けるように、ちょっとアドバイスをという話を。

○丹羽委員長 ということは、今ナンバー2は認定して、ナンバー1の方は保留。

○近藤学校教育課長 却下かなと思っていますけど。

○丹羽委員長 じゃあ、そういうことでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 初めてですね、認定を却下するのは。

○服部委員 実際問題、1番の方は、給食費とかを滞納されているの。

○近藤学校教育課長 払ってみえます。

生活困窮か、給料が下がったと言われるのは、お父さんは年金収入とある公務員をやってみえて、引き続きそこへある年齢まで勤めてみえて、その2年はアルバイトという形でお勤めになってみえたんですね。ですから、そのアルバイトが少なくなった分、生活費が少なくなったということを言われたものですから、それはおかしいんじゃないですかという話をやりとりしながら、きょうも来ておる。そうすると、向こうとしても説明というか資料もつくれないですよ。

○服部委員 わかりました。

○丹羽委員長 じゃあ、そういうことでよろしいですか。1番は却下ということで。2番の方は認定するということで。

○丹羽委員 資料を出していただいてからということですね。

○丹羽委員長 資料を出していただくように指導していただくと。

それと、ちょっと余談ですけど、この雑誌の切り抜きを御紹介したいと思うんですけれども、今回、厚労省が子供がいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率というのを初めて公表しました。それで、データは2007年なんですけれども、相対的貧困率というのは、国民の所得を多い順に並べたときに真ん中になる人の所得の半分に満たない人が国民の中に何割いるかというのを相対的貧困率と言うそうです。金額的にいうと、2007年で114万円未満、だから真ん中の人は228万円ということですね、国民の所得を多い順から少ない順まで並べた真ん中の大体の人は。その半分に満たない人の割合が7人に1人、15.7%あるそうです。特に問題なのは、今の要保護のひとり親世帯だと、日本が世界ナンバーワンで54.3%、それで特に母子家庭の方が58.7%で、ワースト2位がアメリカ47.5で、3位がドイツ41.5で、特に低いのはやっぱりデンマーク、スウェーデンで、1けた台で6とか7%なんですけれども、ワースト2位の米国を10%も引き離して断トツの生活困窮家庭が半分以上というひとり親世帯、特に母子家庭では大問題だと、この間、厚労省で初めて公表されました。だからこういうことになるんだなあということですね。これが2007年ですから、御存じのように2008年のリーマンショックということになってくると、これはもうすごい数に、今の生活困窮と、申請理由がこうなってきていますから、想像ですけ

ど6割、7割という母子家庭が、3人に2人ぐらいが貧困と認定をされるのかなあという数字がちよっと銀行の雑誌に載っていましたが、切ってきましたけれども、紹介しておきます。すごい数字だなあと思って見ていましたけど。

○丹羽委員長 だから、日本はあんまり豊かな国と言えないんですね、こうやって見ると。世界のOECD中、30カ国中27位、それで母子家庭に至ったら断トツのワーストワン。びり貧という国だそうです。

---

#### ◎日程第5 協議事項

○丹羽委員長 ちょっと余分なことを言いましたが、日程第5の協議事項の明日の学校づくりについてお願いします。

○近藤学校教育課長 それでは、大口北小学校と大口南小学校について御報告いたします。

大口北小学校につきまして、平成22年1月21日現在の状況ですけど、第1工区、増築棟の方ですけど、屋上のソーラーパネルを既に設置済みであります。それから昨日見てきましたけど、時計塔の三角屋根の屋根ふきをきょうまで行う予定ということでお聞きしております。足場の解体が来週から始まるということです。

それから内部ですけど、1階の壁、天井のボード張りを行い、教室内のロッカー、掃除道具入れ等の家具の搬入が行われております。

2階につきましては、壁のボード張り、3階につきましては2階の部分よりも1週間ずらした工程でただいま行われております。

改修棟の方ですけど、外部につきましては渡り廊下部分を残し、すべて足場の解体は済んでおります。それから屋上のウレタン防水は施工済みということでございます。内部につきましては、各教室、掲示板等張っていただいて、現在、便所の壁等のボード張りを行っております。

2月1日月曜日より、仮設電力から正式に大口北小学校が受電して照明がつくということになっております。

第2工区のプール、屋内運動場の関係ですけど、仮設材の片づけが終わり、現在、2月15日から2月20日まで全体の清掃を予定しておりまして、2月20日には全工程が終わる予定であります。

第3工区の外構工事につきましては、ただいま遊具等を作成中であり、その設置部分の基礎工事を行っておるといような状況であります。

南小学校について御説明させていただきます。

1月26日火曜日、株式会社東畑建築事務所、南小学校の校長先生、教頭先生、それから学校教育課で第1回目の打ち合わせを行いました。南小学校の基本構想に対し、東畑の方から2案

が提出されております。

現況といたしまして、学校用地を拡張したものの、現校舎を有効に利用しながらの工事を進めなければなりませんので、日照権等の問題があるため、出していただいた案をまた最初から見直すというような形になっています。以前、現プールの跡地は駐車場にということをお説明したかと思いますが、その跡地もまた有効利用しながらプールをつくるということになるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

以上が明日の学校づくりについての御報告にかえさせていただきます。

○丹羽委員長 この件について何か御質問ありますか。

○丹羽委員 工事の進行状況は、予定どおり進んでおりますか。

○近藤学校教育課長 予定どおりで、後から行事予定表でも御説明させていただきますけど、3月16日火曜日、この日に大口北小学校の建設工事の竣工式、神事の方を午前8時半から、それから町主催によります式典を午前9時半から予定しております。また、建設会社並びに町の方から御案内が届くかと思いますが、よろしく願います。

工期的には順調に進んでおまして、きょうは雨が降っておりますけど、幸いに全部今は内装工事に取りかかっております。御報告させていただきます。

○丹羽委員長 3月16日竣工式ということは、その前にはもう完全に完成しちゃうということだね。

○近藤学校教育課長 2月いっぱいに関わりまして、3月初めに各関係機関の検査というのを予定しております。

○丹羽委員長 2月いっぱいに関わるということですね。それでもう4月からの始業式というか入学式も通常やれると。

○近藤学校教育課長 はい。

○丹羽委員長 あとはいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 じゃあ、明日の学校づくりについてはお聞きいたしました。

---

## ◎日程第6 連絡事項

○丹羽委員長 続きまして、日程第6の連絡事項。

行事予定と小中学校も一緒に説明してください。

○松井学校教育課長補佐 まず、2月の行事予定の方からお願いいたします。

2月3日に学校連絡会を予定しております。2月15日、文教福祉の常任委員会。1枚はねていただきまして、2月25日に教育委員会の定例会を予定しております。その日に同じく丹葉地

方教育事務協議会の幹事会が岩倉の方で行われますので、お願いをいたします。翌26日に全員協議会が行われます。

3月に入りまして、3月の定例会が3日から行われます。4日に学校連絡会、5日に質疑、8日に中学校の卒業式がありますので、皆様の御出席をよろしくお願いいたします。9日に質疑、11日に文教福祉の常任委員会、12日ですけれども、丹葉地方の教育事務協議会が終わりましてから、教育委員会の定例会を開催する予定になっております。

14日、桜並木の健康ジョギング大会、それから先ほどありましたが3月16日、北小学校の建設竣工式、神事が午前8時半、記念式典が午前9時半から。

なお、一般質問が16日に書いてありますが、17、18日が一般質問になるそうです。

19日、小学校の卒業式。後ほど皆様の御出席をしていただく学校をお話しさせていただきますので、お願いをいたします。

あと、24日になりますが、社本育英の運営理事会が役場の方であります。これには委員長の出席をお願いすることになると思いますので、お願いいたします。

あと、3月31日に臨時議会がありまして、午後から教職員の退職辞令の伝達式が役場の方で行う予定にしておりますので、こちらの方も皆さんの御出席をよろしくお願いいたします。

○近藤学校教育課長 それでは、平成21年度小学校・中学校卒業式の予定表（案）ということで説明させていただきます。

中学校の卒業式が平成22年3月8日月曜日、午前9時に御集合をよろしくお願いいたします。

来賓者名のところですけど、町長の祝辞、教育長の告辞、それから委員長、吉田職務代理、丹羽委員、服部委員、それぞれ御出席をよろしくお願いいたします。

なお、開始は午前9時半からですけど、午前9時までに校長室の方に御集合をよろしくお願いいたします。

続きまして小学校の卒業式ですけど、平成22年3月19日金曜日によろしくお願いいたします。

学校名ですけど、大口南小学校が町長、それから丹羽委員長、それから服部委員ということで、お願いいたします。なお、丹羽委員長につきましては、告辞の方をよろしくお願いいたします。

続いて大口北小学校ですけど、教育長、丹羽委員、それから行政側ということで、総務部長が出席をいたします。なお、告辞につきましては、教育長の方が行います。

続いて大口西小学校ですけど、副町長、吉田哲也職務代理、三輪部長が出席です。よろしくお願いいたします。なお、吉田職務代理につきましては、告辞の方をよろしくお願いいたします。

なお、いずれも開式は午前9時半からですけど、午前9時までに校長室の方へ御集合をよろ

しくお願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 2月25日の教育委員会定例会はよろしいですか。

それはいいんだけど、3月は事務協がありますから、これは都合が悪いという話で変えられる定例会じゃないですね。これはほかに変えてくれという意味じゃなくて、3月12日は昼からになるんですよ。事務協が午前中であって、昼からですか、11時からですか。

○三輪生涯教育部長 多分11時からだと思ったけど。

○丹羽委員長 いつもそうですね。昼前にちょっとやるんですね。3月12日は御予定いただきたいということと、それから今の卒業式、中学校、小学校、よろしく申し上げます。

あと、2月25日はいいんだよね。すべてこの予定どおりで。

---

### ◎日程第7 その他

○丹羽委員長 じゃあ、その他についてありますか。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター所長 ちょっとお話だけさせていただきます。

御承知かと思いますが、現町長の選挙のときのマニフェストを御存じかと思いますが。その中で、子育て支援という項目の中で、給食費の半額と、それから無料化というようなテーマでありまして、そういったマニフェストを掲げての当選ということで、先日、町長とも最終的にお話をした段階では、マニフェストですので、当然実現できるものは実現をしていきたいということで、来年度からできれば実施はしたいという意向をお持ちのようであります。したがって、我々事務局といたしましては、そういった町長の意向に添いまして、今手続等を進め、財政当局とも予算の、お金がないのは国の方でもそうですけれども、お金がなければやれないというふうに総理大臣が謝るということもあるわけですけれども、今のところ財政の方としては何とかできるということで、経常経費等の削減の中で町長のマニフェストは一つでも実現ができればというような意向でございます。したがって、今の条例改正になるかと思っておりますけれども、給食センターの方の設置及び管理に関する条例というのを一部改正をしまして、来年度予算をそのように組みまして、ことしの4月になりますけれども、4月の給食費から児童・生徒の分のみ半額というようなことで、今手続等を進めておりますので、次回の教育委員会の中でまた条例等の改正案をお示しし、御審議をお願いしたいということで今進めておりますので、状況だけ御報告をさせていただきます。

○丹羽委員長 ちなみに幾らぐらいになるんですか、半額にすると。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター所長 全体の予算といたしましては、大体約5,000万弱ぐらいを予定しております。

○丹羽委員長 1年間で。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター所長 大体1億ぐらい給食費というのはかかりますから、徴収をさせていただいております。

○丹羽委員長 4校で。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター所長 はい。それで、約1億の徴収があるんですが、そのうち児童・生徒分のみですけれども、その半分ぐらいが収入がなくなると、単純に考えますと。今まで例えば1億もらったやつが5,000万しか入ってこないよというような感じになります。ですから、その5,000万円分をどこから財源をひねり出すかというのが財政の方のお話になるわけですけれども、協議をしておる中では経常経費等の削減の中で生み出せるというふうになっておりますので、今のところはそういった形で進んでいくのではないかなあというふうに思っております。

○長屋教育長 実際にはもうちょっと少なくならない。というのは、今、これ準要の数を見ると7.8%あるもので、その7.8分は減ってくるかと。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター所長 今先生がおっしゃったように、実際には、まだ休校ですとかいろんな行事等が突然入ってきて給食がなくなることが結構ありますので、準要の関係もありますので、若干その辺は減ってくるかと思えます。

○三輪生涯教育部長 手当がカットされるんです。2分の1、要保護も準要保護も。給食の関係も見てますので、そちらをカットする。だから、給食費は半額にして手当だけ払うということはやりません。

○鈴木生涯教育部参事兼学校給食センター所長 先ほどありましたが、準要保護の皆さんには給食費を満額お支払いしていますので、当然半額になれば、一食当たり、例えば中学校でしたら130円は払いませんよと、こちらからは。130円はもちろん払いますけれども、それはもう給食費で払ってくださいよと。ことしのように260円は払いませんよということになります。

その他の計算はちょっとまだこれからですので、細かい詰めに入りますけれども、そんなような状況ですので、よろしく願いいたします。

○丹羽委員長 ほかにその他ございますか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 ございませんね。

じゃあ、1月の定例会をこれで終了させていただきます。どうも御苦労さまでした。

(午前11時01分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員 長

委 員